

阿賀町の移住定住支援制度

移住定住促進奨励金

奨励金等の種類：新築住宅建築奨励金

対象者	奨励内容	加算措置の上限額
U・Iターン者	町内業者と契約した場合...70万円	50万円
	町外業者と契約した場合...30万円	
	(注意) 加算措置：高校生以下の子ども1人につき10万円 親世帯同居20万円	
新婚世帯	町内業者と契約した場合...70万円	20万円
	町外業者と契約した場合...30万円	
	(注意) 加算措置：親世帯同居20万円	
子育て世帯	町内業者と契約した場合...70万円	50万円
	町外業者と契約した場合...30万円	
	(注意) 加算措置：高校生以下の子ども1人につき10万円 親世帯同居20万円	

奨励金等の種類：中古住宅取得奨励金

対象者	奨励内容	加算措置の上限額
U・Iターン者	住宅取得費用の50%（上限50万円）	50万円
	(注意) 加算措置：高校生以下の子ども1人につき10万円 親世帯同居20万円	
新婚世帯	住宅取得費用の50%（上限50万円）	20万円
	(注意) 加算措置：親世帯同居20万円	
子育て世帯	住宅取得費用の50%（上限20万円）	50万円
	(注意) 加算措置：高校生以下の子ども1人につき10万円 親世帯同居20万円	

奨励金等の種類：中古住宅改修奨励金

対象者	奨励内容	加算措置の上限額
U・Iターン者	町内業者と契約した住宅改修費用の50%（上限50万円）	50万円
	(注意) 加算措置：高校生以下の子ども1人につき10万円 親世帯同居20万円	
新婚世帯	町内業者と契約した住宅改修費用の50%（上限50万円）	20万円
	(注意) 加算措置：親世帯同居20万円	
子育て世帯	町内業者と契約した住宅改修費用の50%（上限20万円）	50万円
	(注意) 加算措置：高校生以下の子ども1人につき10万円 親世帯同居20万円	

奨励金等の種類：空き家バンク住宅の家財道具処

対象者	奨励内容	加算措置の上限額
U・Iターン者または新婚世帯または子育て世帯	家財道具処分費用の50%（上限20万円）	加算措置なし

奨励金等の種類：賃貸住宅居住奨励金

対象者	奨励内容	加算措置の上限額
U・Iターン者または新婚世帯	家賃（最長24箇月まで）	5,000円
	家賃から住居手当を除いた額の1/2（上限1万円）	
	(注意) 加算措置：県外からの転入者5,000円	
U・Iターン者または新婚世帯	契約初期費用	加算措置なし
	（礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料）	
	契約時に関する費用の2/3（上限12万円）	

移住定住促進奨励金

奨励金の詳細

奨励金等の種類	対象者	奨励内容
町外通勤助成金	U・Iターン者または新婚世帯または新卒者	片道30キロメートル以上：7,000円/月（円毎月）
		片道40キロメートル以上：10,000円/月（円毎月）
		片道60キロメートル以上：15,000円/月（円毎月）
		片道80キロメートル以上：20,000円/月（円毎月）
		(注意) 最長24箇月まで
新規就業助成金	U・Iターン者または新卒者	転入や卒業により新たな企業に就職した場合：一律10万円